

○地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員給与規程

令和3年4月1日

規程第25号

目次

第1章 総則	2
第2章 給料	2
第3章 年俸	6
第4章 手当	8
第1節 管理職手当	8
第2節 扶養手当等	9
第3節 特殊勤務手当等	13
第4節 時間外勤務手当等	19
第5節 期末手当及び勤勉手当	22
第6節 手当の支給方法	23
第5章 短時間勤務職員の給与	24
第6章 給与の減額等	26
第1節 給与の減額	26
第2節 給料の半減	27
第3節 休職者の給与	28
第7章 補則	29
附 則	29
別表第1（第4条関係）事務職給料表	33
別表第2（第4条関係）研究職給料表	36
別表第3（第4条関係）医療職給料表（二）	39
別表第4（第4条関係）医療職給料表（三）	42
別表第5（第4条関係）技能職給料表	46
別表第6（第4条関係）級別基準職務表	49
別表第7	51
別表第8（第8条関係）休職期間等換算表	51
別表第9（第10条関係）適用区分表	52
別表第10（第10条関係）調整基本額表	53
別表第11（第13条関係）医療職年俸表（一）	53
別表第12（第13条関係）医療職年俸表（一）級別基準職務表	53
別表第13（第13条関係）医療職年俸表（一）級別職務分類表	53
別表第14（第15条関係）期間率表	54
別表第15（第15条関係）診療科長表	54
別表第16（第18条関係）管理職手当区分表	55
別表第17（第18条関係）管理職手当額表	55

別表第 18	56
附則別表（附則第 8 項関係）医療職給料表(一).....	57
附則別表（附則第 4 項関係）医療職給料表(二)の適用を受ける職員の号給の切替表.....	62

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人法第 57 条第 2 項の規定及び地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程（以下「就業規程」という。）第 60 条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定職員 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（管理職手当の額に係る区分が一種、二種又は三種の職を占める職員に限る。）
- 二 一般職員 特定職員以外の職員をいう。

（給与）

第 3 条 職員の給与は、給料、年俸及び手当とする。

- 2 職員が他の職員の職を兼ねる場合においても、当該兼ねる職に対して給与を支給しない。
- 3 職員の給与は、法律又はこの規程に定めがある場合及び別に定める場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払うものとする。
- 4 給与は、職員から自己名義の口座への振替の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

第 2 章 給料

（給料）

第 4 条 職員（年俸表の適用を受けるものを除く。以下この章において同じ。）には、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として、給料を支給する。

- 2 職員には給料表を適用するものとし、この場合における給料表の種類は次に掲げるとおりとし、各給料表適用の範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。
 - 一 事務職給料表（別表第 1）
 - 二 研究職給料表（別表第 2）

三 医療職給料表(二) (別表第3)

四 医療職給料表(三) (別表第4)

五 技能職給料表 (別表第5)

- 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第6に定める級別基準職務表に定めるとおりとする。
- 4 職員の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、別に定める職務の級を決定する場合に必要な資格の基準に従い決定する。

(初任給)

第5条 新たに職員となった者の職務の級は、前条第4項に規定する基準に従い決定する。

- 2 新たに職員となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。
- 3 新たに派遣職員（就業規程第3条第1項第2号に規定する者をいう。）となった者の職務の級及び号給は、前2項の規定にかかわらず、法人と埼玉県との間の取決めにに基づき決定する。

(昇格及び降格)

第6条 職員を昇格（職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下この条において同じ。）させる場合には、その職務に応じ、かつ、別に定めるところにより決定する。

- 2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、別に定めるところにより決定する。
- 3 職員を降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

(昇給)

第7条 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、当該職員の勤務成績の証明が得られないときは、昇給しない。

- 2 前項の規定により職員を昇給させる場合の号給数は、次の各号に掲げる職員の別に応じ、かつ、特定職員（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものを除く。この項において同じ。）及び一般職員の別並びに当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）に応じ、当該各号に掲げる表に定める数とする。ただし、事務職給料表の適用を受ける一般職員でその職務の級が2級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける一般職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める一般職員に対する次の各号に掲げる表の適用については、第1号の表中「5以上」とあるのは「4以上」とし、第2号の表中「1以上」とあるのは「0以上」とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分	一号該当	二号該当	三号該当	四号該当	五号該当
特定職員	8	6	3	2	0
一般職員	5以上		4	2	0

二 55歳を超える職員

昇給区分	一号該当	二号該当	三号該当	四号該当	五号該当
特定職員	2	1	0	0	0
一般職員	1 以上		0	0	0

3 職員の昇給区分は、勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げるいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。以下「基準期間」という。）において、懲戒処分その他矯正措置を受けた職員にあつては、別に定めるところにより決定する。

- 一 勤務成績が極めて良好である職員 一号該当
- 二 勤務成績が特に良好である職員 二号該当
- 三 勤務成績が良好である職員 三号該当
- 四 勤務成績がやや良好でない職員 四号該当
- 五 勤務成績が良好でない職員 五号該当

4 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- 一 別に定める事由以外の事由によって基準期間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） 四号該当
- 二 別に定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 五号該当

5 昇給日後に新たに職員となった者の新たに職員となった日後の最初の昇給日における昇給の号給数は、別に定める。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 第1項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

（復職時等における号給の調整）

第8条 休職にされた職員が復職し、派遣された職員が職務に復帰し、休業をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、派遣期間、休業期間、又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第8に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第9条 （削除）

（給料の調整額）

第10条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、給料を調整することができるものとする。

- 2 前項の規定により給料の調整を行う職は、別表第9の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。
- 3 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第10に掲げる調整基本額（その額が給料月額（別表第1の備考2、別表第2の備考2、別表第3の備考2、別表第4の備考2又は別表第5の備考2の規定を適用しない額をいう。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第9の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額）とする。

（給料の支給）

- 第11条 給料は、毎月1回、その月の21日に、その月に支給すべき額の全額を支給する。ただし、その日が職員の休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給定日とする。
- 2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じたものにはその日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 職員が離職したときはその日の分まで、死亡したときはその日の属する月の分まで給料を支給する。
- 4 前2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 5 給料の支給定日後において新たに職員となった者及び給料の支給定日前において離職し、又は死亡した職員には、その際給料を支給する。
- 6 職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。
- 一 派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合
 - 二 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
 - 三 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
 - 四 育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
 - 五 自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合
 - 六 配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合
- 7 月の1日から引き続いて派遣され、休職にされ、停職にされ、育児休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をしている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の給料をその際支給する。
- 8 給料の額を算出する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（定めがない事項等）

- 第12条 第4条から前条までに規定するもののほか、給料に関しこの規定に定めがない事項は、別に定めるところによる。

- 2 理事長は、第4条から前条までの規定によることが著しく不適當であると認める場合には、別に定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

第3章 年俸

(年俸)

- 第13条 職員のうち医師及び歯科医師には年俸を支給するものとし、年俸の種類は基本年俸（年俸のうち、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。）及び業績年俸（年俸のうち、勤務成績に応じた報酬をいう。）とする。
- 2 年俸が支給される医師及び歯科医師（以下「年俸医師」という。）には医療職年俸表(一)（別表第11）の年俸表を適用する。
- 3 年俸医師の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを年俸表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第12に定める級別基準職務表に定めるとおりとし、それぞれの級別基準職務表の基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、別表第13に定める級別職務分類表の左欄に掲げる組織において同表の中欄に掲げる職務の級ごとにそれぞれ同表の右欄に定める職の職務とする。
- 4 年俸医師の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、別に定める職務の級を決定する場合に必要な資格の基準に従い決定する。
- 5 年俸医師を昇格（職員の職務の級を同一の年俸表の上位の職務の級に変更することをいう。）させる場合には、その職務に応じ、かつ、別に定めるところにより決定する。

(基本年俸)

- 第14条 年俸医師の基本年俸の額は、その者に適用される年俸表の基本年俸の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 基本年俸は、毎月1回、その月の21日に、その額の12分の1の額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「月例年俸」という。）を支給する。
- 3 第11条各項（第1項本文を除く。）の規定は、月例年俸の支給に準用する。

(業績年俸)

- 第15条 業績年俸は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する年俸医師（別に定める者を除く。）に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した年俸医師（別に定める年俸医師を除く。）についても同様とする。
- 2 業績年俸の額は、その者に適用される年俸表の業績年俸の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「業績年俸基礎額」という。）の2分の1の額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、別表第14に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とす

る。

3 次の各号に掲げる年俸医師については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する業績年俸基礎額に、当該各号に掲げる加算の種類に応じて、当該各号に定める額を加算した額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を業績年俸基礎額とすることができる。

一 専門医経験加算 その者の職務の級が4級又は5級である者（副病院長の職にある者を除く。）

専門医資格等の取得日以降の年数に応じて別に定める額

二 実績評価加算 基準日の属する年度の前年度における病院長による実績評価により勤務成績が良好であると認められる者 所属所ごとの年俸医師（病院長を除く。）の人数に360,000円を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で年俸医師ごとに病院長が定める額

三 診療科長加算 別表第15に掲げる職にある者 140,000円

四 病院貢献加算 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく産業医に選任されている者 50,000円

五 副病院長加算 副病院長の職にある者 604,000円

六 理事兼任加算 理事の職を兼任する者 510,000円

4 第2項に規定する勤務期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

5 基準日以前6か月以内の期間において別に定める勤務成績が良好でない年俸医師の業績年俸の額は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、別に定める。

6 業績年俸の支給日は、基準日が6月1日であるものにあつては6月30日に、基準日が12月1日であるものにあつては12月10日（これらの日が土曜日又は日曜日に当たるときは、これらの日前にあつて、これらの日に最も近い土曜日又は日曜日でない日）とする。

（業績年俸の支給制限）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俸（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績年俸）は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒解雇の処分を受けた年俸医師

二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した年俸医師（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

三 次条第一項の規定により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

（業績年俸の一時差止）

第17条 理事長は、支給日に業績年俸を支給することとされていた年俸医師で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俸の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し業績年俸を支給することが、法人に対する信頼を確保し、業績年俸に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による業績年俸の支給を一時差し止める処分（以下この条において「一時差し止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差し止処分を受けた者について、当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - 三 一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差し止処分に係る業績年俸の基準日から起算して一年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差し止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俸の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差し止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差し止処分を行った場合は、当該一時差し止処分を受けた者に対し一時差し止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差し止処分に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 手当

第1節 管理職手当

（管理職手当）

- 第18条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち別表第16に掲げる職員の職にある職員（以下「指定管理職員」という。）に支給する。
- 2 管理職手当の額は、職員に適用される給料表又は年俸表の別並びに職員の属する職務の級及び職員の占める職に係る別表第16の区分欄に掲げる区分（以下「管理職手当の区分」という。）に応じ、別表第17の管理職手当額欄に定める額とする。

第2節 扶養手当等

(扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、任期付短時間勤務職員及び医療職年俸表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものに対しては扶養手当を支給せず、また、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものに対する次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当の支給は、別に定めるところによる。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主として当該職員の扶養を受けているものをいう。

- 一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 三 満60歳以上の父母及び祖父母
- 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 五 心身に著しい障害がある者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族としての子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項及び次条第3項において「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族の届出等)

第20条 新たに職員となった者(前条ただし書きに規定する職員を除く。)に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合には、その職員は、直ちに、その旨を理事長に届け出なければならない。

- 一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- 二 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、次の各号のいずれかに掲げる日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。ただし、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 一 新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日
- 二 職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日

3 扶養手当の支給は、次の各号のいずれかに掲げる日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

一 扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日

4 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。第2項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

三 職員の扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（地域手当）

第21条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準等を考慮して、埼玉県区域及び当該区域外で別に定める地域に在勤する職員に支給する。ただし、年俸表の適用を受ける職員に対しては、地域手当を支給しない。

2 地域手当の月額、地域手当基礎額に100分の8.5を乗じて得た額とする。

3 前項の地域手当基礎額は、給料の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に8.5分の10を乗じて得た額に、給料月額を加算した額とする。

（住居手当）

第22条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、任期付短時間勤務職員及び医療職年俸表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものに対しては、住居手当を支給しない。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員を除く。）

二 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（職員宿舎を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額）とする。

一 前項第1号に掲げる職員 次のイ又はロに掲げる職員の区分に応じて、当該イ又はロに定める額

(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を1万千円に加算した額

二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第23条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額と55,000円との差額の2分の1に相当する額(その額が20,000円を超えるときは、20,000円)を55,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額と55,000円との差額の2分の1に相当する額(その額が20,000円を超えるときは、20,000円)を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前項第2号に掲げる職員 次のイ又はロに掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、当該イ又はロに定める額

イ 自動車等の使用距離が片道三キロメートル未満である職員 2, 0 0 0 円

ロ その他の職員 2, 0 0 0 円に自動車等の使用距離が片道2キロメートルを超える距離1キロメートルを加えるごとに別に定める額を加算した額（自動車等の使用距離が片道7.5キロメートルを超える場合は、当該自動車等の使用距離が片道7.5キロメートルであるものとして計算した額）

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55, 0 0 0 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と55, 0 0 0 円との差額の2分の1に相当する額（その額が20, 0 0 0 円を超えるときは、20, 0 0 0 円）を55, 0 0 0 円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、通勤のため新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20, 0 0 0 円を超えるときは、支給単位期間につき、20, 0 0 0 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20, 0 0 0 円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20, 0 0 0 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第24条 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、任期付短時間勤務職員には単身赴任手当を支給しない。

3 単身赴任手当の月額、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額）とする。

- 一 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- 二 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
- 三 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
- 四 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
- 五 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
- 六 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円
- 七 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
- 八 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
- 九 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
- 十 2,500キロメートル以上 70,000円

4 新たに職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、第1項及び前3項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第3節 特殊勤務手当等

（特殊勤務手当の種類）

第25条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 福祉保健業務手当
- 二 介助及び汚物処理作業手当

- 三 試験等業務手当
- 四 放射線取扱手当
- 五 防疫業務手当
- 六 遺体取扱手当
- 七 夜間看護等手当
- 八 変則勤務手当
- 九 新生児担当医手当
- 十 診療科長手当
- 十一 統括部長手当
- 十二 ICU応援業務手当
- 十三 CCU応援業務手当

(福祉保健業務手当)

第26条 福祉保健業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 一 精神医療センターに勤務する職員（精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談若しくは指導又は精神障害者の面接、心理判定等の業務に従事する職員であつて、事務職給料表が適用されるものに限る。）が行う精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務
- 二 精神医療センターに勤務する職員が行う精神障害者の栄養指導
- 三 精神障害者又はその疑いのある者についての調査、診察若しくは診察の立会い又は精神障害者の入院のための移送
- 四 麻薬中毒者又はその疑いのある者についての診察若しくは診察の立会い又は麻薬中毒者の入院のための移送

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号の業務 業務に従事した月1月につき9,700円
- 二 前項第2号から第4号までの業務 業務に従事した日1日につき320円

3 第1項第1号の業務に係る福祉保健業務手当の支給される月については、同項第3号又は第4号の業務に係る福祉保健業務手当は支給しない。

(介助及び汚物処理作業手当)

第27条 介助及び汚物処理作業手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

- 一 専ら病棟で行う入院患者の食事及び入浴の介助並びに汚物処理の作業
- 二 小児医療センター及び精神医療センターに勤務する職員が行う汚物処理の作業

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号の作業 作業に従事した月1月につき8,000円
- 二 前項第2号の作業 作業に従事した日1日につき320円

3 前項第1号の作業に係る介助及び汚物処理作業手当の支給される月については、同項第2号の作業に係る介助及び汚物処理作業手当は支給しない。

(試験等業務手当)

第28条 試験等業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 一 人体に有害なガスの発生を伴う業務
- 二 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務
- 三 病理細菌を取り扱う業務
- 四 放射性同位元素を使用して行う試験研究業務
- 五 発がん性物質を使用して行うがんに関する試験研究業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき300円とする。

(放射線取扱手当)

第29条 放射線取扱手当は、職員が次に掲げる作業又は業務に従事したときに支給する。

- 一 放射線照射装置を使用して行う撮影又は透視の作業
- 二 放射線量測定器を使用して行う病院等の構造設備を検査するための放射線量測定の作業
- 三 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において行う同令第2条第3項に規定する放射線業務その他の業務（職員が月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量当量が0.4ミリシーベルト以上であったことが同令第8条第3項に定める測定（同項ただし書によるものを除く。）により認められた場合において、その期間中に当該職員の従事した放射線業務及び当該業務に準ずる業務に限る。）

2 前項の手当の額は、作業又は業務に従事した日1日につき320円とする。

3 第1項第1号の作業（診療用放射線照射装置を使用して1日100回以上行う撮影又は透視の作業に限る。）に従事する職員に支給する放射線取扱手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に160円を加算した額とする。

(防疫業務手当)

第30条 防疫業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 一 感染症（別に定めるものに限る。以下この号において同じ。）の患者又は感染症の疑いのある患者の救護
- 二 感染症等（別に定めるものに限る。以下この号において同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における感染症等の病原体に汚染された物件又は汚染された疑いがある物件の処理
- 三 病院に勤務する職員が行う結核患者に直接接する介助等の業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき320円とする。

(遺体取扱手当)

第31条 遺体取扱手当は、職員が遺体を取り扱う作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1体につき800円（解剖を補助するために前項の作業に従事した場合にあっては、2,500円）とする。

(夜間看護等手当)

第32条 夜間看護等手当は、病院に勤務する医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、看護師又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる場合に応じ、次に定める額とする。

- 一 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 7, 300円
- 二 その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額
 - イ 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3, 550円
 - ロ 深夜における勤務時間が2時間以上四時間未満である場合 3, 100円
 - ハ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2, 150円

3 第1項に掲げる職員（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第23条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第1項の業務に係る夜間看護等手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- 一 通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満の職員 380円
- 二 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円
- 三 通勤距離が片道10キロメートル以上の職員 1, 140円

（オンコール手当）

第33条 オンコール手当は、病院に勤務する医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の適用を受ける職員（指定管理職員を除く。）で、正規の勤務時間以外の時間において行われる救急医療等の業務に従事するため、自宅等で待機することを指示されたものに対して支給する。

2 前項の手当の額は、待機1回につき2, 000円とする。この場合において、待機を指示された時間中に救急患者に対処するために呼出しを受け、当該業務の終了後、再び自宅等で待機した場合であっても、手当の回数は1回とする。

（変則勤務手当）

第34条 変則勤務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 一 正規の勤務時間による勤務の全部が深夜において行われる業務
- 二 正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる業務

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号の業務 1, 100円
- 二 前項第2号の業務 730円（深夜における勤務時間が2時間に満たないときは、410円）

（新生児担当医手当）

第35条 新生児担当医手当は、小児医療センター新生児科に所属する医師が、新生児特定集中治療室

に入院する新生児の診療業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務1件につき10,000円とする。

(診療科長手当)

第36条 診療科長手当は、医療職年俸表(一)の適用を受ける職員(指定管理職員を除く。)が、別表第15に掲げる職の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した月1月につき30,000円とする。

(統括部長手当)

第37条 統括部長手当は、医療職年俸表(一)の適用を受ける職員(指定管理職員を除く。)が、統括部長の職(これに相当する職を含む。)の業務に従事したとき支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した月1月につき40,000円とする。

(統括技術部長手当)

第37条の2 統括技術部長手当は、医療職給料表(二)の適用を受ける職員が、統括技術部長の業務に従事した時に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した月1月につき15,000円とする。

(ICU応援業務手当)

第37条の3 ICU応援業務手当は、医療職年俸表(一)の適用を受ける職員が、本務の所属所以外の所属所において、正規の勤務時間において行われるICUにおける業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号の区分及び当該各号に定める表の職務の級欄の区分に応じ、同表の手当額欄に定める額とする。

一 次号に掲げる勤務以外の勤務

職務の級	手当額
5級(統括部長手当が支給される者に限る。)	500円
5級(診療科長手当が支給される者に限る。)	3,000円
5級(医長に限る。)	4,500円
4級	7,000円
3級	13,500円
2級	24,000円
1級	34,500円

二 その勤務時間が深夜の一部又は全部を含む勤務

職務の級	手当額
3級	8,500円
2級	27,000円
1級	45,500円

(CCU応援業務手当)

第37条の4 CCU応援業務手当は、医療職年俸表(一)の適用を受ける職員が、本務の所属所以外の所属所において、正規の勤務時間外又は休日における正規の勤務時間中において行われるCCUにおける宿直又は日直勤務業に従事したときは、第42条に規定する宿日直手当のほか、CCU応援業務手当を支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 次号に掲げる勤務以外の勤務 39,000円
- 二 その勤務時間が深夜の一部又は全部を含む勤務 69,000円

(併給禁止)

第38条 給料の調整額を受ける職員及び医療職年俸表(一)の適用を受ける職員には、次に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

- 一 福祉保健業務手当
- 二 介助及び汚物処理作業手当
- 三 試験等業務手当
- 四 放射線取扱手当
- 五 防疫業務手当(第30条第1項第3号の業務に係るものに限る。)
- 六 遺体取扱手当

2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給される日については、当該手当に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

放射線取扱手当 防疫業務手当	試験等業務手当
夜間看護等手当	変則勤務手当
ICU応援業務手当	夜間看護等手当 変則勤務手当

(特殊勤務手当の額の特例)

第39条 次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したそれぞれの業務ごとの日数が、1月についてその月の勤務を要する日数(その月の現日数から週休日、職員の休日及び代休日を差し引いた日数をいう。)の2分の1に満たない場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、この規程の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。

- 一 福祉保健業務手当(月額で支給される業務に係るものに限る。)
- 二 介助及び汚物処理作業手当(月額で支給される業務に係るものに限る。)
- 三 診療科長手当
- 四 統括部長手当

(看護職員等処遇改善手当)

第39条の2 次の各号に定める職員には、月額7,900円（短時間勤務職員にあっては、7,900円にその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を、看護職員等処遇改善手当として支給する。

- 一 医療職給料表(二)の適用を受ける職員（理事長が別に定める職員を除く）
- 二 医療職給料表(三)の適用を受ける職員
- 三 前二号に掲げる職員以外の職員で、前二号に掲げる職員との均衡を考慮して、医療サービスを患者に直接提供する者として理事長が別に定める職員

2 前項の看護職員等処遇改善手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、就業規程第3条第1項第2号に規定する派遣職員には、看護職員等処遇改善手当を支給しない。

第4節 時間外勤務手当等

（時間外勤務手当）

第40条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125
- 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項各号に規定

する割合（その時間が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に１００分の２５を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては１００分の５０から第２項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（休日勤務手当）

第４１条 職員には、正規の勤務時間が割り振られた日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

２ 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間（代休日を指定されて当該職員の休日の正規の勤務時間の全部を勤務した職員にあつては当該職員の休日に代わる代休日の正規の勤務時間中に勤務した全時間）に対して勤務１時間につき、第４５条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１３５を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務をしても、休日勤務手当は支給されない。

３ 前２項の休日とは、職員の休日その他別に定める日をいう。

（宿日直手当）

第４２条 宿直又は日直勤務のため正規の勤務時間外若しくは前条第３項に規定する休日における正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に対しては、前２条の規定にかかわらず宿日直手当を支給する。

２ 宿日直手当の額は、宿直又は日直勤務１回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が５時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に１００分の５０を乗じて得た額とする。

- 一 入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直又は日直勤務 ２１，０００円
- 二 入院患者及び入所者の管理のための宿直又は日直勤務 ７，４００円
- 三 前２号以外の宿直又は日直勤務 ４，４００円

（管理職員特別勤務手当）

第４３条 指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の法人の運営の必要により週休日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日若しくは１２月２９日から翌年の１月３日までの日（同法に規定する休日を除く。）に勤務をした場合（第３項に掲げる場合を除く。）（代休日を指定されて当該職員の休日の正規の勤務時間の全部を勤務した指定管理職員にあつては当該職員の休日に代わる代休日に勤務した場合）は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

２ 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後１０時から翌日の午前５時までの間（同項の規定による支給の対象となる日に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合（第３項に掲げる場合を除く。）は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

３ 医師の指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の法人の運営の必要により正規の勤務時間外又は休日における正規の勤務時間中に循環器・呼吸器病センターのＩＣＵ又は小児医療センターＮＩＣＵにおいて勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 4 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、当該指定管理職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）
 - イ 一種 12,000円
 - ロ 二種 10,000円
 - ハ 三種 8,000円
 - ニ 四種 6,000円
 - ホ 五種 4,000円
 - 二 第2項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次の各号に掲げる当該指定管理職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、当該各号に定める額
 - イ 一種 6,000円
 - ロ 二種 5,000円
 - ハ 三種 4,000円
 - ニ 四種 3,000円
 - ホ 五種 2,000円
 - 三 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき60,000円
- 5 前4項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（夜間勤務手当）

第44条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

- 第45条 第40条、第41条第2項及び前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、給料の月額に対する地域手当の月額、特殊勤務手当（手当の額が月額で定められているものに限る。）の月額及び看護職員等处遇改善手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、別に定める時間を減じたもので除して得た額とする。
- 2 年俸医師に前項の規定を適用する場合にあつては、「給料の月額、給料の月額に対する地域手当の月額」とあるのは、「月例年俸」と読み替えるものとする。

（端数計算）

第46条 勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（指定管理職員への適用除外）

第47条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、指定管理職員には支給しない。

第5節 期末手当及び勤勉手当

(期末手当)

第48条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（別に定める者を除く。）に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第65条第7項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても同様とする。ただし、年俸表の適用を受ける職員には、期末手当を支給しない。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（特定職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（管理職手当の区分が一種又は二種の職を占める職員にあっては、その額に別に定める額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

6 第15条第4項の業績年俸の支給日の規定は、期末手当の支給日について準用する。

7 第16条の業績年俸の支給制限の規定及び第17条の業績年俸の一時差止の規定は、第1項の規定による期末手当の支給について準用する。この場合において、第16条中「前条第1項」とあるのは「第48条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第48条第1項に規定する基準日をいう。）以下この条及び次条において同じ。」から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第48条第6項に規定する日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(勤勉手当)

第49条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（別に定める者を除く。）に対し、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。ただし、年俸表の適用を受ける職員には、勤勉手当を支給しない。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に別に定める職員の勤務成績による割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、別表第14に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前条第3項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。
- 4 前条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第49条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 第15条第4項の業績年俸の支給日の規定は、勤勉手当の支給日について準用する。
- 6 第16条の業績年俸の支給制限の規定及び第17条の業績年俸の一時差止の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第16条中「前条第1項」とあるのは「第49条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第49条第1項に規定する基準日をいう。）以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第49条第5項に規定する日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第6節 手当の支給方法

（管理職手当の支給）

第50条 管理職手当は、給料（年俸表の適用を受ける職員にあっては、月例年俸。以下第52条まで同じ。）の支給方法に準じて支給する。

- 2 職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかつた場合（別に定める事由により勤務しなかつた場合を除く。）は、管理職手当は支給することができない。

（扶養手当等の支給）

第51条 扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

- 2 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

（特殊勤務手当の支給）

第51条の2 特殊勤務手当の支給については、次の各号に定めるところによる。

- 一 特殊勤務手当のうち、次号に定めるもの以外のものにあっては、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際支給することができる。
- 二 特殊勤務手当のうち、月額をもって支給額が定められているものにあっては、給料の支給方法に

準じて支給する。

（時間外勤務手当等の支給）

第52条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当（以下「時間外勤務手当等」という。）、宿日直手当並びに管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月の給料の支給定日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際支給することができるものとする。

2 職員が指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月」とあるのは「時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月」とする。

3 時間外勤務手当等の支給の基礎となる勤務時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

第5章 短時間勤務職員の給与

（短時間勤務職員の給料及び年俸）

第53条 短時間勤務職員の給料月額、第4条から第9条までの規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間規程の規定により定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

2 短時間勤務職員の給料の調整額は、第10条の規定にかかわらず、同条本文の規定による額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、その額が給料月額（別表第1の備考2、別表第2の備考2、別表第3の備考2、別表第4の備考2又は別表第5の備考2の規定を適用しない額をいう。以下この項において同じ。）の100分の25を超えときは、給料月額の100分の25に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 短時間勤務職員である年俸医師の月例年俸の額は、第14条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による月例年俸の額に、算出率を乗じて得た額とする。

4 任期付短時間勤務職員である年俸医師に第15条第2項を適用する場合において、「その者の属する職務の級に応じた額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「業績年俸基礎額」という。）」とあるのは、「その者の属する職務の級に応じた額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「業績年俸基礎額」という。）に算出率を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

（短時間勤務職員の自動車等に係る通勤手当）

第54条 短時間勤務職員のうち、平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員の通勤手当は、第23条第2項第2号の自動車等に係る通勤手当の規定にかかわらず、同号の規定による額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

(短時間勤務職員の特殊勤務手当)

第55条 短時間勤務職員が、次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したときに支給する手当の額は、この規程の規定により受けるべき額に、算出率を乗じて得た額とする。

- 一 福祉保健業務手当（月額で支給される業務に係るものに限る。）
- 二 介助及び汚物処理作業手当（月額で支給される業務に係るものに限る。）
- 三 診療科長手当
- 四 統括部長手当

(短時間勤務職員の時間外勤務手当)

第56条 短時間勤務職員についてのこの規程の時間外勤務手当の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条 第1項	支給する。	支給する。ただし、短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。
第40条 第3項	第1項又は前項の規定にかかわらず	第1項（第56条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず
第40条 第4項	要しない。	要しない。ただし、当該時間が第56条第1項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする。

(育児短時間勤務職員等の期末手当)

第57条 育児短時間勤務職員及び高齢短時間勤務職員についてのこの規程の期末手当の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第48条第3項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第48条第4項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第48条第5項	別に定める。	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して別に定める。

第6章 給与の減額等

第1節 給与の減額

(給与の減額)

第58条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき所属長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、その勤務しない時間が月の初日から末日までの期間において勤務すべき全時間である場合の減額すべき額については、勤務しなかった月の分の給料（年俸表の適用を受ける職員にあっては、月例年俸。次項において同じ。）及び地域手当の全額とする。

2 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた月以降の給料及び地域手当から差し引くものとし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、給料及び地域手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。

3 給与の減額の基礎となる時間数は、その月の勤務しなかった全時間数によって計算するものとし、この場合においてその時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(勤務1時間当たりの給与額)

第59条 前条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額（年俸表の適用を受ける職員にあっては、月例年俸の額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第60条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第58条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(修学部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第61条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第58条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当、管理職手当、特殊勤務手当（第4項に規定するものを除き、手当の額が月額で定められているものに限る。）並びに看護職員等処遇改善手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

2 修学部分休業をしている職員のうち、平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員の通勤手当は、第23条第2項第2号の規定にかかわらず、同条同項同号の規定による額から、その額に

100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

- 3 修学部分休業をしている職員が、次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したときに支給する手当の額は、この規程の規定により受けるべき額から、その者が修学部分休業の承認を受けて勤務しない1時間につき、当該額に12を乗じ、その額を勤務時間に52を乗じたもので除した額を減額して得た額とする。
- 一 福祉保健業務手当（月額で支給される業務に係るものに限る。）
 - 二 介助及び汚物処理作業手当（月額で支給される業務に係るものに限る。）
 - 三 診療科長手当
 - 四 統括部長手当
- 4 修学部分休業をしている職員が前項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したそれぞれの業務ごとの日数が、1月についてその月の勤務を要する日数（その月の現日数から週休日、職員の休日（代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。）、代休日並びに修学部分休業により勤務しなかった日を差し引いた日数をいう。）の2分の1に満たない場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、第39条の規定にかかわらず、修学部分休業の承認を受けて勤務しない1時間につき、この規程の規定（第39条を除く。）により受けるべき特殊勤務手当の月額に12を乗じ、その額を勤務時間に52を乗じたもので除した額を減額して得た額の100分の60に相当する額とする。

第2節 給料の半減

（給料の半減）

- 第62条 第58条の給与の減額の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。次項において同じ。）又は疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。次項において同じ。）に係る療養のため、当該療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料（年俸医師は、月例年俸。以下次項から第64条まで同じ。）の半額を減ずる。
- 2 年俸医師が負傷又は疾病に係る療養のため、当該療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る第15条の基準日につき、業績年俸基礎額（同条第3項の加算を含む。）の半額を減ずる。
- 3 前2項の勤務しない期間には、特定病気休暇（業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合における病気休暇（以下「業務傷病休暇等」という。）以外の病気休暇をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を特定病気休暇により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の週休日、職員の休日（代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該職員の休日に代わる代休日）、その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、業務傷病休暇等の日その他の別に定める日を除く。）が含まれるものとする。

(給料の半額を減ずる日)

第63条 一の負傷又は疾病による特定病気休暇が引き続いている場合においては、当該特定病気休暇の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定病気休暇の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを特定病気休暇により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、給料の半額を減ずる。

2 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による特定病気休暇が引き続いている場合においては、当初の特定病気休暇の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における特定病気休暇の日につき、給料の半額を減ずる。

3 前2項の規定の適用については、業務傷病休暇等の期間その他の別に定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

(給料の日割計算)

第64条 月の中途において給料の半額が減ぜられることとなった場合等月の一部の日につき給料の半額が減ぜられる場合における給料は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割によって計算する。

第3節 休職者の給与

(休職者の給与)

第65条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が、結核性疾患にかかり病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（年俸表が適用される職員にあっては、月例年俸、扶養手当及び住居手当）のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が、前2項以外の心身の故障により病気休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（年俸表が適用される職員にあっては、月例年俸、扶養手当及び住居手当）のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が、起訴休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当（年俸表が適用される職員にあっては、月例年俸、扶養手当及び住居手当）のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が、研究休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（年俸表が適用される職員にあっては、月例年俸、扶養手当及び住居手当）のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

6 職員が、就業規程第15条第1第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（年俸表が適用される職員にあっては、月例年俸、扶養手当及び住居手当）のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

7 第2項、第3項、第5項及び前項に規定する職員（年俸表が適用される職員を除く。）が、当該各項

に規定する期間内で第48条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第48条第7項に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。

- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第48条第7項の規定を準用する。この場合において、第16条中「前条第1項」とあるのは「第65条第7項」と読み替えるものとする。

第7章 補則

(規程の実施)

第66条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により埼玉県職員から法人職員となった者（以下「移行職員」という。）に対し、施行日の前日までに埼玉県病院局職員給与規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第6号。以下「病院局給与規程」という。）の規定によってなされた職員の給与に関する決定及び手続は、この規程の各相当規定によってなされたものとみなす。
- 3 この規程中別に定めることとしている事項については、別段の定めがなされるまでの間は、なお病院局給与規程の例による。
- 4 年俸医師に高度の専門的知識又は優れた識見を活用する業務に従事させる場合において、この規程の定めによる給与では採用又は配置が極めて困難であると認められる職として理事長が認めるものにある年俸医師には、第15条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する業績年俸のほか、理事長が定める額を業績年俸として支給することができる。
- 5 理事長が特に定める年俸医師の基本年俸は、第14条第1項の規定にかかわらず、第14条第1項に規定する基本年俸の額、第15条第2項に規定する業績年俸基礎額（第3項の加算を含む。）及び前項の額の合計額とする。
- 6 前項の年俸医師には、第15条から第17条までの規定を適用しない。
- 7 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下この項において同じ。）に対処するため、緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えるものとして別に定める業務に従事したときは、防疫業務手当を支給するものとし、その額は、業務に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして別に定める業務に従事した場合にあっては、4,000円）とする。この場合において、第30条の防疫業務手当の規定は適用しない。

- 8 医師及び歯科医師である職員のうち別に定めるもの（以下「特定医師」という。）には、第13条の規定にかかわらず、当分の間、給料を支給するものとし、医療職給料表(一)（附則別表）を適用する。この場合において、職員の職務の分類の基準となるべき職務の内容は、次表に定めるとおりとする。

職務の級	基準となる職務
1 級	医員の職務
2 級	一 科長の職務 二 医長の職務
3 級	一 副病院長の職務 二 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う科長の職務 三 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う医長の職務
4 級	病院長の職務

- 9 特定医師に第7条第2項第2号の昇給の規定を適用する場合において、「55歳を超える職員」とあるのは「57歳を超える職員」と読み替えるものとする。
- 10 特定医師の給料の調整額は、当該特定医師の職務の級に応じて次表に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に2.5を乗じて得た額（その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額）とする。

職務の級	調整基本額
1 級	10,800円
2 級	13,100円
3 級	14,500円
4 級	15,600円

- 11 特定医師に支給する地域手当の月額は、第21条第2項の規定にかかわらず、給料月額、給料の調整額及び管理職手当の月額の合計額に、100分の16を乗じて得た額とする。
- 12 特定医師には初任給調整手当を支給するものとし、その支給期間及び支給額等は別に定める。
- 13 附則第8項から前項までに定めるもののほか、特定医師の給与に関し必要な事項は別に定める。
- 14 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第16項において「特定日」という。）以後、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 別表第1、別表第2、別表第3、別表第4又は別表第5が適用される職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額（この給料月額を計算する場合には、別表第1の備考2、別表第2の備考2、別表第3の備考2、別表第4の備考2又は別表第5の備考2の規定（以下この項及び第21項において「給料表の備考」という。）を適用しないものとする。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）に給料表の備考を適用させた額
 - 二 前号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）
- 15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 任期付職員
 - 二 医師又は歯科医師の職を占める者
 - 三 就業規程第22条の4第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員（同規程第22条の3各号に掲げる職員を除く。）
- 16 就業規程第22条第1項に規定する役職定年をされた職員であつて、当該役職定年をされた日（以下この項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員（本部長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、当該各号に定める額を給料として支給する（第1号に定める額にあつては、給料表の備考を適用させて支給するものとする。）。
- 一 附則第14項第1号に掲げる職員であつて、特定日に同項の規定により当該職員の受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。以下この号において「備考適用前特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この号において「備考適用前基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員 備考適用前基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額との差額に相当する額
 - 二 附則第14項第2号に掲げる職員であつて、特定日に同項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この号において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この号において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員 基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額
- 17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「備考適用前基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）と当該職員の受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）」と、同項第2号中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 18 附則第16項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）による給料を支給される職員以外の職員であつて、当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、本部長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 19 附則第16項（附則第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定による給料を支給される職員に対する第10条第3項、第21条第3項並びに第53条1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第16項（第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第18項の規定により支給される給料の額との

合計額」とし、また、第53条第1項の規定の適用については、同項中「同条の規定による給料月額」とあるのは、「同条の規定による給料月額と附則第16項（第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第18項の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

20 附則第14項の規定の適用を受ける職員に対する第10条第3項の適用については、同項中「調整基本額」とあるのは、「調整基本額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。

21 附則第14項から前項までに定めるもののほか、特定日以後における職員の給与に関し必要な事項は別に定める。

別表第1（第4条関係）事務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			

41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600			
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000			
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300			
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600			
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900			
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700				
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000				
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300				
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500				
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800				
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100				
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400				
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600				
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900				
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200				
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500				
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700				
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000				
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300				
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500				
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700				
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000				
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300				
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500				
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700				
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000				
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300				
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500				
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700				
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000				
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300				
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500				
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700				
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500					
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800					
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000					
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200					
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500					
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800					
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000					
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200					
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500					
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800					
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000					

85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								

備考 1 この表は、他の給料表及び年俸表の適用を受けない全ての職員に適用する。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の101.39を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第2（第4条関係）研究職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500
2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600
15	208,600	265,100	349,900	395,900	
16	210,400	267,300	350,900	397,400	
17	212,100	269,500	352,000	398,900	
18	213,900	271,900	353,300	400,500	
19	215,700	274,300	354,500	402,100	
20	217,500	276,700	355,700	403,800	
21	219,300	279,000	356,900	405,000	
22	221,100	281,100	358,000	406,400	
23	222,800	283,200	359,100	407,800	
24	224,500	285,200	360,200	409,100	
25	226,200	287,200	361,300	410,400	
26	228,300	289,100	362,300	411,700	
27	230,200	291,000	363,300	413,200	
28	232,100	292,900	364,300	414,700	
29	234,000	294,800	365,200	415,900	
30	235,100	296,300	366,100	417,100	
31	236,200	297,800	366,900	418,700	
32	237,300	299,300	367,700	420,200	
33	238,700	300,800	368,400	421,500	
34	240,200	302,300	369,200	422,900	
35	241,700	303,800	370,000	424,300	
36	243,200	305,200	370,800	425,700	
37	244,700	306,600	371,600	427,100	
38	246,300	307,500	372,400	428,500	
39	247,900	308,400	373,200	429,900	
40	249,500	309,300	374,000	431,300	

41	251, 100	310, 100	374, 800	432, 400
42	252, 600	310, 600	376, 100	433, 700
43	254, 100	311, 100	377, 400	435, 100
44	255, 600	311, 600	378, 600	436, 400
45	257, 100	312, 100	379, 300	437, 200
46	258, 400	312, 600	380, 300	438, 000
47	259, 600	313, 100	381, 100	438, 900
48	260, 800	313, 600	381, 800	439, 800
49	262, 000	314, 000	382, 500	440, 600
50	263, 100	314, 500	383, 200	441, 400
51	264, 200	315, 000	383, 900	442, 000
52	265, 300	315, 500	384, 600	442, 800
53	266, 400	315, 900	385, 200	443, 200
54	267, 500	316, 400	385, 900	443, 800
55	268, 500	316, 800	386, 700	444, 300
56	269, 500	317, 200	387, 500	444, 800
57	270, 500	317, 600	388, 100	445, 300
58	271, 200	318, 000	388, 900	445, 900
59	271, 800	318, 400	389, 600	446, 400
60	272, 400	318, 800	390, 300	446, 900
61	273, 000	319, 200	390, 900	447, 400
62	273, 600	319, 800	391, 600	
63	274, 200	320, 400	392, 300	
64	274, 800	321, 000	393, 000	
65	275, 400	321, 500	393, 700	
66	276, 000	322, 100	394, 300	
67	276, 600	322, 700	394, 900	
68	277, 200	323, 300	395, 600	
69	277, 800	323, 800	396, 300	
70	278, 500	324, 400	396, 800	
71	279, 200	325, 000	397, 400	
72	279, 900	325, 600	398, 000	
73	280, 500	326, 100	398, 500	
74	281, 200	326, 800	399, 100	
75	281, 900	327, 500	399, 700	
76	282, 600	328, 200	400, 200	
77	283, 200	328, 900	400, 700	
78	283, 900	329, 600	401, 200	
79	284, 600	330, 300	401, 700	
80	285, 200	331, 000	402, 400	
81	285, 800	331, 700	402, 800	
82	286, 500	332, 500		
83	287, 200	333, 200		
84	287, 800	333, 800		

85	288,400	334,300		
86	289,100	334,800		
87	289,800	335,200		
88	290,400	335,600		
89	291,000	335,900		
90	291,700	336,400		
91	292,400	336,800		
92	293,000	337,200		
93	293,600	337,500		
94	294,300	337,900		
95	294,900	338,300		
96	295,500	338,700		
97	295,800	339,200		
98	296,400	339,700		
99	297,000	340,200		
100	297,500	340,700		
101	298,000	341,200		
102	298,400	341,700		
103	298,800	342,200		
104	299,200	342,700		
105	299,600	343,100		
106	300,100	343,500		
107	300,600	344,000		
108	300,900	344,400		
109	301,100	344,900		
110	301,500	345,300		
111	301,800	345,700		
112	302,000	346,100		
113	302,300	346,600		
114	302,600	347,000		
115	302,900	347,400		
116	303,200	347,800		
117	303,500	348,300		
118	303,800	348,700		
119	304,000	349,100		
120	304,300	349,500		
121	304,600	349,900		

備考 1 この表は、病院に勤務し、専門的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。ただし、年俸表又は医療職給料表(一)の適用を受ける者を除く。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の101.39を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

別表第3（第4条関係）医療職給料表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		

41	241, 800	267, 600	298, 000	324, 000	370, 800	408, 300
42	242, 400	268, 400	299, 200	325, 200	371, 800	408, 600
43	243, 000	269, 200	300, 300	326, 400	372, 800	408, 900
44	243, 500	270, 000	301, 400	327, 600	373, 700	409, 200
45	244, 000	270, 700	302, 500	328, 700	374, 500	409, 400
46	244, 600	271, 500	303, 600	329, 700	375, 300	409, 700
47	245, 100	272, 300	304, 700	330, 700	376, 200	410, 000
48	245, 500	273, 100	305, 800	331, 600	377, 000	410, 300
49	245, 900	273, 800	306, 900	332, 500	377, 500	410, 500
50	246, 400	274, 600	308, 000	333, 500	378, 300	410, 800
51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100	411, 100
52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400
53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411, 600
54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000	
55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700	
56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300	
57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700	
58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200	
59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800	
60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400	
61	250, 100	282, 100	319, 000	341, 100	384, 800	
62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300	
63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800	
64	251, 000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300	
65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900	
66	251, 600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400	
67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000	
68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600	
69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100	
70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600	
71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100	
72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600	
73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900	
74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400	
75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391, 800	
76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300	392, 200	
77	254, 500	291, 600	328, 100	349, 600	392, 600	
78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900		
79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100		
80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400		
81	255, 500	292, 800	330, 000	350, 900		
82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200		
83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500		
84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800		

85	256,500	293,900	331,300	352,200				
86		294,100	331,700	352,500				
87		294,300	332,000	352,800				
88		294,500	332,300	353,100				
89		294,900	332,600	353,500				
90		295,100	332,800	353,800				
91		295,300	333,200	354,100				
92		295,500	333,500	354,400				
93		295,900	333,700	354,700				
94		296,100	334,000	355,100				
95		296,300	334,300	355,500				
96		296,600	334,600	355,900				
97		296,900	334,800	356,400				
98		297,100	335,100	356,800				
99		297,300	335,400	357,200				
100		297,600	335,600	357,600				
101		297,900	335,800	358,100				
102		298,100	336,000					
103		298,300	336,400					
104		298,600	336,600					
105		298,900	336,800					
106			337,200					
107			337,600					
108			338,000					
109			338,200					

備考 1 この表は、病院に勤務し、調剤又は服薬指導等に従事する薬剤師、栄養管理又は栄養指導に従事する栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士及び医学物理士である職員並びに病院に勤務する心理判定員、精神保健福祉指導職、医療社会事業専門員、小児療養支援職、遺伝相談職及び治験コーディネーターに適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の101.39を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第4（第4条関係）医療職給料表（三）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000

41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900	466, 800
42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900	
43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000	
44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100	
45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100	
46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600	
47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200	
48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600	
49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200	
50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700	
51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100	
52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600	
53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100	
54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500	
55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800	
56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100	
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500	
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800		
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500		
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100		
61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700		
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300		
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000		
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600		
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300		
66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800		
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400		
68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900		
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300		
70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900		
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400		
72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700		
73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000		
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500		
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900		
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200		
77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500		
78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000		
79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500		
80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900		
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200		
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600		
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100		
84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500		

85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900		
86	286,100	312,900	350,700	369,600			
87	286,600	313,900	351,500	370,200			
88	287,100	314,900	352,300	370,700			
89	287,600	315,800	352,900	371,000			
90	288,100	316,900	353,500	371,500			
91	288,600	317,900	354,100	371,900			
92	289,100	318,900	354,700	372,200			
93	289,600	319,700	355,100	372,800			
94	290,200	320,400	355,500	373,300			
95	290,800	321,100	356,000	373,800			
96	291,400	321,700	356,400	374,300			
97	292,000	322,200	356,900	374,900			
98	292,500	322,500	357,300	375,400			
99	293,000	323,100	357,800	375,900			
100	293,500	323,700	358,200	376,300			
101	294,000	324,100	358,500	376,900			
102	294,500	324,700	359,000	377,400			
103	295,000	325,300	359,400	377,900			
104	295,400	325,800	359,700	378,400			
105	295,800	326,200	360,100	379,000			
106	296,300	326,700	360,600	379,400			
107	296,800	327,200	361,100	379,900			
108	297,100	327,700	361,600	380,400			
109	297,300	328,100	362,100	381,000			
110	297,600	328,500	362,600				
111	297,800	328,800	363,100				
112	298,100	329,100	363,500				
113	298,400	329,400	363,900				
114	298,600	329,800	364,300				
115	298,900	330,100	364,800				
116	299,100	330,400	365,300				
117	299,400	330,600	365,700				
118	299,700	330,900	366,200				
119	300,000	331,200	366,700				
120	300,300	331,400	367,200				
121	300,600	331,600	367,500				
122	301,000	331,900					
123	301,300	332,200					
124	301,600	332,500					
125	301,800	332,700					
126	302,000	333,000					
127	302,300	333,400					
128	302,700	333,600					

129	302,900	333,800					
130	303,200	334,000					
131	303,600	334,400					
132	304,000	334,600					
133	304,200	334,900					
134	304,500	335,300					
135	304,800	335,700					
136	305,100	336,100					
137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						

備考 1 この表は、看護等に従事する看護師及び准看護師である職員に適用する。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の101.39を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第5（第4条関係）技能職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700

41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	

85	245,900	265,100	298,000	322,000
86	246,100	265,300	298,500	322,300
87	246,400	265,600	299,000	322,600
88	246,700	265,900	299,300	322,900
89	246,900	266,100	299,700	323,100
90	247,200	266,300	300,200	323,400
91	247,500	266,600	300,700	323,700
92	247,700	266,800	301,200	323,900
93	247,900	267,100	301,500	324,100
94	248,200	267,400	301,900	324,400
95	248,500	267,700	302,400	324,700
96	248,700	267,900	302,900	324,900
97	248,900	268,100	303,300	325,100
98	249,200	268,400	303,700	
99	249,500	268,600	304,000	
100	249,700	268,900	304,300	
101	249,900	269,100	304,600	
102	250,200	269,300	305,000	
103	250,500	269,600	305,300	
104	250,700	269,900	305,700	
105	250,900	270,100	306,000	
106		270,300	306,400	
107		270,600	306,800	
108		270,800	307,100	
109		271,100	307,300	
110		271,400	307,600	
111		271,700	307,900	
112		271,900	308,100	
113		272,100	308,300	
114		272,400	308,600	
115		272,600	308,900	
116		272,800	309,100	
117		273,100	309,300	
118		273,400	309,600	
119		273,700	309,900	
120		273,900	310,100	
121		274,100	310,300	
122		274,300	310,600	
123		274,600	310,900	
124		274,900	311,100	
125		275,100	311,300	
126		275,300	311,600	
127		275,600	311,900	
128		275,900	312,100	

129		276,100	312,300		
130		276,300			
131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

備考 1 この表は、技能職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の101.39を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第6（第4条関係）級別基準職務表

イ 事務職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	主事又は技師の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
3 級	一 主査の職務 二 主任の職務 三 病院の課長の職務
4 級	一 困難な業務を分掌する主査の職務 二 病院の困難な業務を分掌する課長の職務
5 級	一 主幹の職務 二 病院の部長の職務
6 級	一 企画幹又は管理幹の職務 二 病院の副局長の職務 三 困難な業務を分掌する主幹の職務 四 病院の困難な業務を分掌する部長の職務
7 級	一 本部長の職務 二 病院の事務局長の職務 三 副病院長の職務
8 級	
9 級	
10 級	

ロ 研究職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	技師の職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする技師の職務
3 級	一 主任研究員の職務 二 主幹の職務 三 専門研究員の職務 四 主任の職務
4 級	一 研究所長の職務 二 主席主幹の職務

	三 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な研究を行う主任研究員の職務
5 級	

ハ 医療職給料表(二)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	主事又は技師の職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
3 級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
4 級	主任の職務
5 級	一 副技師長の職務 二 主査の職務
6 級	一 部長の職務 二 技幹の職務 三 副部長の職務 四 主幹の職務
7 級	
8 級	

ニ 医療職給料表(三)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	看護師の職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする看護師の職務
3 級	高度の知識又は経験を必要とする看護師の職務
4 級	困難な業務を処理する看護師の職務
5 級	一 看護師長の職務 二 主査の職務
6 級	一 看護部長の職務 二 看護部副部長の職務 三 主幹の職務
7 級	副病院長の職務

ホ 技能職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務	
	技能職員（一種）	技能職員（二種）
1 級	主事又は技師の職務	主事の職務
2 級	困難な業務に従事する主事又は技師の職務	困難な業務に従事する主事の職務
3 級	主任の職務	主任の職務
4 級	困難な業務に従事する主任の職務	困難な業務に従事する主任の職務
5 級	上席主任の職務	上席主任の職務

別表第 7

(削除)

別表第 8 (第 8 条関係) 休職期間等換算表

休職等の期間	換算率
病気休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休暇の期間	3 分の 3 以下
起訴休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	
研究休職の期間	
就業規程第 15 条第 1 項第 4 号に規定する休職の期間	
派遣の期間	
介護休暇の期間	
育児休業の期間	
自己啓発等休業の期間（職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。）	
病気休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は業務外の負傷若しくは疾病による病気休暇（通勤による負傷又は疾病に係るものを除く。）の期間	2 分の 1 以下
自己啓発等休業の期間（職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。）	
配偶者同行休業の期間	

別表第9（第10条関係）適用区分表

勤務箇所	職員	調整数
循環器・呼吸器病センター	診療放射線技師、結核菌の検査業務に専ら従事する臨床検査技師及び結核患者を専ら収容する病棟に勤務する看護師及び准看護師	2・5
	薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士	2
	医療器材の滅菌・整備保管等の業務（以下「中央材料室業務」という。）、医療安全管理業務及び地域医療連携・入退院支援業務以外の業務に従事する看護師及び准看護師	
	看護部副部長並びに中央材料室業務、医療安全管理業務及び地域医療連携・入退院支援業務に従事する看護師及び准看護師	1・5
	看護師である副病院長及び看護部長	1
がんセンター	診療放射線技師及び物理工学に関する専門的知識を必要とする医療技術職員	2・5
	薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士	2
	外来業務、通院治療業務及び中央材料室業務（以下「外来等の業務」という。）、緩和ケアセンター業務、医療安全管理業務及び患者サポートセンター業務以外の業務に従事する看護師	
	看護部副部長並びに外来等の業務、緩和ケアセンター業務、医療安全管理業務及び患者サポートセンター業務に従事する看護師	1・5
	看護師である副病院長及び看護部長	1
小児医療センター	診療放射線技師	2・5
	薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士及び歯科衛生士	2
	中央材料室業務、医療安全管理業務及び地域連携・相談支援業務以外の業務に従事する看護師	
	看護部副部長並びに中央材料室業務、医療安全管理業務及び地域連携・相談支援業務に従事する看護師	1・5
	看護師である副病院長及び看護部長	1
精神医療センター	診療放射線技師	2・5
	薬剤師、臨床検査技師及び作業療法士	2
	外来業務、医療安全管理業務及び地域医療連携・入退院支援業務以外の業務に従事する看護師	
	看護部副部長並びに外来業務、医療安全管理業務及び地域医療連携・入退院支援業務に従事する看護師	1・5
	看護師である副病院長及び看護部長	1

別表第10（第10条関係）調整基本額表

イ 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	6,200円
2 級	8,000円
3 級	9,100円
4 級	9,700円
5 級	10,500円
6 級	11,300円
7 級	12,200円
8 級	13,800円

ロ 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1 級	8,100円
2 級	9,400円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円
7 級	12,500円

別表第11（第13条関係）医療職年俸表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
基本年俸	4,800,000	6,799,200	8,799,600	10,069,200	10,580,400	10,856,400	11,307,600
業績年俸	1,000,000	1,500,800	2,000,400	3,530,800	3,719,600	4,323,600	4,362,400

別表第12（第13条関係）医療職年俸表(一)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	医員の職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする医員の職務
3 級	高度の知識又は経験を必要とする医員の職務
4 級	一 科長の職務 二 医長の職務
5 級	一 副病院長の職務 二 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う科長の職務 三 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う医長の職務
6 級	臨床腫瘍研究所長の職務
7 級	病院長の職務

別表第13（第13条関係）医療職年俸表(一)級別職務分類表

組織	職務の級	職
病院	5 級	TQM推進室長

	感染管理室長 医療安全管理室長 脳神経センター長 患者サポートセンター長 感染症対策部長 緩和ケアセンター長 総合診療センター長 希少がん・サルコーマセンター長 低侵襲手術センター長 がんゲノム医療センター長 分子病理・デジタル病理診断センター長 治験管理室長 図書館長 臨床研究部長 臨床研究室長 動物実験管理室長 臨床研究支援室長 小児がんセンター長 ゲノム医療推進センター長 こどもハートセンター長 小児救命救急センター長 小児運動器センター長 小児てんかんセンター長 入退院支援センター長 地域連携・相談支援センター長
--	---

別表第14（第15条関係）期間率表

勤務期間	割合
6 箇月	100分の100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100分の90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100分の70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100分の50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100分の30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100分の15
15 日以上 1 箇月未満	100分の10
15 日未満	100分の5
0	0

別表第15（第15条関係）診療科長表

職

診療科長（これに相当する職として理事長が別に定めるものを含む） TQM推進室長 感染管理室長 医療安全管理室長 脳神経センター長 患者サポートセンター長 感染症対策部長 緩和ケアセンター長 総合診療センター長 希少がん・サルコーマセンター長 低侵襲手術センター長 がんゲノム医療センター長 分子病理・デジタル病理診断センター長 治験管理室長 図書館長 臨床研究部長 臨床研究室長 動物実験管理室長 臨床研究支援室長 小児がんセンター長 ゲノム医療推進センター長 こどもハートセンター長 小児救命救急センター長 小児運動器センター長 小児てんかんセンター長 入退院支援センター長 地域連携・相談支援センター長

別表第16（第18条関係）管理職手当区分表

職	区分
病院長	一種
本部長 病院の事務局長 副病院長 臨床腫瘍研究所長	三種
管理幹 企画幹 副局長	四種
部長（医療職年俸表（一）の適用を受ける職員及び病院の事務局の部長を除く。） 主席主幹 技幹	五種

別表第17（第18条関係）管理職手当額表

イ 事務職給料表

職務の級	区分	管理職手当額
10級	一種	136,000円
9級	一種	130,300円
8級	二種	110,300円
7級	三種	91,500円
6級	四種	75,500円
	五種	62,900円

ロ 研究職給料表

職務の級	区分	管理職手当額
5級	三種	104,600円
4級	三種	90,900円
	五種	68,200円

ハ 医療職給料表(二)

職務の級	区分	管理職手当額
8級	二種	112,800円
7級	三種	91,300円
6級	五種	62,900円

ニ 医療職給料表(三)

職務の級	区分	管理職手当額
7級	三種	93,200円
6級	五種	66,400円

ホ 医療職年俸表(一)

職務の級	区分	管理職手当額
7級	一種	140,000円
6級	三種	110,000円
5級	三種	133,000円

別表第18

(削除)

附則別表（附則第 8 項関係）医療職給料表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	291,400	400,300	455,100	549,800
2	293,700	403,000	457,100	555,900
3	296,000	405,600	459,000	561,200
4	298,200	408,100	460,900	566,100
5	300,300	410,500	462,300	570,500
6	303,800	412,700	464,100	574,800
7	307,300	414,800	465,900	578,400
8	310,700	416,900	467,700	581,400
9	314,100	419,000	469,500	583,900
10	317,600	420,500	471,300	586,200
11	321,000	422,000	473,100	
12	324,400	423,500	474,900	
13	327,800	424,900	476,700	
14	331,300	426,400	478,500	
15	334,700	427,900	480,300	
16	338,100	429,300	482,100	
17	341,500	430,700	483,900	
18	344,600	432,200	485,800	
19	347,700	433,700	487,700	
20	350,800	435,100	489,600	
21	354,000	436,500	491,500	
22	357,100	438,000	493,200	
23	360,200	439,500	495,000	
24	363,200	440,900	496,800	
25	366,200	442,300	498,400	
26	368,500	443,700	500,200	
27	370,800	445,100	502,000	
28	373,000	446,500	503,600	
29	374,900	447,900	505,000	
30	376,600	449,300	506,700	
31	378,300	450,700	508,500	
32	380,100	452,100	510,200	
33	381,900	453,500	511,700	
34	383,700	454,900	513,000	
35	385,300	456,300	514,300	
36	386,700	457,700	515,600	
37	388,100	459,100	516,600	
38	389,600	460,800	517,900	
39	391,100	462,400	519,200	
40	392,600	464,000	520,500	

41	394, 100	465, 600	521, 500
42	394, 800	466, 800	522, 300
43	395, 400	468, 000	523, 100
44	396, 100	469, 100	523, 900
45	397, 000	470, 100	524, 800
46	397, 600	471, 100	525, 600
47	398, 200	472, 000	526, 400
48	398, 800	472, 800	527, 100
49	399, 400	473, 500	527, 900
50	399, 900	474, 200	528, 700
51	400, 400	474, 900	529, 400
52	400, 900	475, 500	530, 300
53	401, 400	476, 200	531, 200
54	401, 800	476, 900	532, 000
55	402, 200	477, 500	532, 900
56	402, 600	478, 100	533, 800
57	403, 000	478, 400	534, 600
58	403, 400	479, 000	535, 500
59	403, 800	479, 700	536, 400
60	404, 200	480, 400	537, 100
61	404, 600	480, 800	537, 900
62	405, 000	481, 400	538, 800
63	405, 400	482, 100	539, 700
64	405, 800	482, 800	540, 600
65	406, 100	483, 200	541, 400
66		483, 800	542, 300
67		484, 400	543, 200
68		484, 900	544, 100
69		485, 400	544, 900
70		485, 900	545, 800
71		486, 400	546, 700
72		486, 900	547, 600
73		487, 300	548, 400
74		487, 800	
75		488, 200	
76		488, 700	
77		489, 200	
78		489, 800	
79		490, 400	
80		490, 800	
81		491, 300	
82		491, 900	
83		492, 500	
84		493, 000	

85	493,500	
----	---------	--

備考 この表は、病院に勤務し、医療業務等に従事する医師及び歯科医師である職員のうち、別に定める者に適用する。

附 則（令和３年４月１日）

（施行期日）

- １ この規程は、令和３年４月１日から施行する。

（給料表及び年俸表の切替え）

- ２ この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、埼玉県職員として埼玉県病院局職員給与規程（平成１４年埼玉県病院事業管理規程第６号。以下「病院局給与規程」という。）の給料表（以下「旧給料表」という。）の適用を受けていた者で、施行日に地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第５９条第２項の規定により法人職員となった者（以下「移行職員」という。）の施行日における給料表又は年俸表は、施行日の前日においてその者が適用を受けていた旧給料表に対応する次表の新給料表又は年俸表欄に定める給料表又は年俸表とする。

旧給料表	新給料表又は年俸表
病院企業職給料表(一)（下記に掲げる者を除く。）	事務職給料表
病院企業職給料表(一)（相談業務に従事する者として別に定めるものに限る。）	医療職給料表(二)
病院企業職給料表(二)	技能職給料表
病院研究職給料表	研究職給料表
病院医療職給料表(一)（特定医師を除く。）	医療職年俸表(一)
病院医療職給料表(一)（特定医師に限る。）	医療職給料表(一)
病院医療職給料表(二)	医療職給料表(二)
病院医療職給料表(三)	医療職給料表(三)

（職務の級の切替え）

- ３ 前項の規定により給料表又は年俸表を決定される移行職員の施行日における職務の級は、別に辞令が発せられた場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職務の級とする。

一 次号から第３号までに掲げる者以外の者 施行日の前日においてその者が属していた旧給料表の職務の級と同じ職務の級

二 施行日の前日において病院企業職給料表(一)の適用を受け、相談業務に従事する者として別に定めるもの 施行日の前日においてその者が属していた病院企業職給料表(一)の職務の級に対応する次表の医療職給料表(二)欄に掲げる職務の級

病院企業職給料表(一)	医療職給料表(二)
１級（下記に掲げる者を除く。）	１級
１級（受けている号給が２５号給以上である者に限る。）	２級
２級	３級
３級（主任の職にあった者に限る。）	４級
３級（主査の職にあった者に限る。）	５級
４級	６級
５級	
６級	

三 施行日の前日において病院医療職給料表(一)の適用を受けていた者（特定医師を除く。） その職

務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、別に定める職務の級を決定する場合に必要な資格の基準に従い決定する。

(号給の切替え)

4 前項(第3号を除く。)の規定により職務の級を決定される移行職員の施行日における号給は、別に辞令が発せられた場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 次号に掲げる者以外の者 施行日の前日においてその者が受けていた旧給料表の号給と同じ号数に、第7条の規定による昇給号給数を加えた号給

二 前項第2号に掲げる者 施行日の前日においてその者が属していた病院医療職給料表(一)の職務の級及び受けていた同表の号給に対応する附則別表の医療職給料表(二)の号給欄に定める号給の号数に、第7条の規定による昇給号給数を加えた号給

(給料から年俸への切替えに伴う経過措置)

5 附則第2項の規定により施行日に医療職年俸表(一)の適用を受けることとなった移行職員で、その者の受ける年俸額(基本年俸及び業績年俸の合計額をいう。)が、施行日の前日までの1年間において受けた給与(病院局給与規程の規定による給料、初任給調整手当、地域手当、期末手当及び勤勉手当の合計額をいう。)として別に定める額(以下「移行前年間給与」という。)に達しないこととなる者には、理事長が定めるところにより、令和6年3月31日までの間、年俸額のほか、移行前年間給与と年俸額との差額を業績年俸として支給する。

(年俸医師の扶養手当、住居手当に関する経過措置)

6 附則第2項の規定により施行日に医療職年俸表(一)の適用を受けることとなった移行職員でその職務の級が4級以上であるものが、施行日の前日において病院局給与規程の規定による扶養手当又は住居手当を受けており、施行日以後においても引き続き当該扶養手当又は住居手当の支給要件を満たすものに対しては、令和6年3月31日までの間、第19条第1項の扶養手当の規定及び第22条第1項の住居手当の規定にかかわらず、なお従前の額を支給する。ただし、当該扶養手当又は住居手当の支給要件を失った場合は、それ以降当該要件に係る手当は支給しない。

(移行職員の昇給に係る勤務成績の特例)

7 施行日を昇給日とする移行職員の昇給に係る第7条の規定の適用については、施行日の前日までの引き続き埼玉県職員としての勤務成績は、職員としての勤務成績とみなす。

(業績年俸に係る実績評価の特例)

8 令和3年6月1日及び令和3年12月1日を基準日とする年俸医師の業績年俸に係る第15条第3項の規定の適用については、基準日の属する年度の前年度における埼玉県職員としての病院長による実績評価は、年俸医師としての実績評価とみなす。

(勤勉手当に係る勤務成績の特例)

9 令和3年6月1日及び令和3年12月1日を基準日とする職員の勤勉手当に係る第49条第1項の規定の適用については、基準日の属する年度の前年度における埼玉県職員としての勤務成績は、職員としての勤務成績とみなす。

(交通機関等に係る通勤手当の特例)

10 病院局給与規程の規定による交通機関等に係る通勤手当(以下「従前の通勤手当」という。)の支給を受けていた者から引き続いて第23条第1項第1号の規定による交通機関等に係る通勤手当を支

給される職員となった場合において、当該通勤手当に係る通勤経路及び通勤方法が従前の通勤手当に係る通勤経路及び通勤方法と変更がないときの最初の支給単位期間は、同条第6項の規定にかかわらず、当該通勤手当の支給が開始される月から従前の通勤手当に係る支給単位期間に係る最後の月までの期間とする。

- 1 1 前項の場合において、従前の通勤手当の支給を受け、病院局給与規程附則第13項の規定により従前の通勤手当を返納していないときは、前項の支給単位期間に係る第23条第1項第1号の規定による通勤手当を支給しない。

附則別表（附則第4項関係）医療職給料表(二)の適用を受ける職員の号給の切替表

切替日の前日に受 けていた病院企業 職給料表(一)の号 給	切替日の前日に属していた病院企業職給料表(一)の職務の級						
	1級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	切替日に属する医療職給料表(二)の職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	6級
	切替後の医療職給料表(二)の号給						
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	2	2	1	2
7	3	1	1	3	3	1	3
8	4	1	1	4	4	1	4
9	5	1	1	5	5	1	5
10	6	1	2	6	6	1	6
11	7	1	3	7	7	1	7
12	8	1	4	8	8	1	8
13	9	1	5	9	9	1	9
14	10	1	6	10	10	2	10
15	11	1	7	11	11	3	11
16	12	1	8	12	12	4	12
17	13	1	9	13	13	5	13
18	14	1	10	14	14	6	14
19	15	1	11	15	15	7	15
20	16	1	12	16	16	8	16
21	17	1	13	17	17	9	17
22	18	1	14	18	18	10	18
23	19	1	15	19	19	11	19
24	20	1	16	20	20	12	20
25	21	1	17	21	21	13	21
26	22	2	18	22	22	14	22
27	23	3	19	23	23	15	23
28	24	4	20	24	24	16	24
29	25	5	21	25	25	17	25
30	26	6	22	26	26	18	26
31	27	7	23	27	27	19	27
32	28	8	24	28	28	20	28
33	29	9	25	29	29	21	29
34	30	10	26	30	30	22	30
35	31	11	27	31	31	23	31
36	32	12	28	32	32	24	32
37	33	13	29	33	33	25	33
38	34	14	30	34	34	26	34
39	35	15	31	35	35	27	35
40	36	16	32	36	36	28	36
41	37	17	33	37	37	29	37
42	38	18	34	38	38	30	38
43	39	19	35	39	39	31	39
44	40	20	36	40	40	32	40

切替日の前日に受 けていた病院企業 職給料表(一)の号 給	切替日の前日に属していた病院企業職給料表(一)の職務の級						
	1級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	切替日に属する医療職給料表(二)の職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	6級
	切替後の医療職給料表(二)の号給						
45	41	21	37	41	41	33	41
46	42	22	38	42	42	34	42
47	43	23	39	43	43	35	43
48	44	24	40	44	44	36	44
49	45	25	41	45	45	37	45
50	46	26	42	46	46	38	46
51	47	27	43	47	47	39	47
52	48	28	44	48	48	40	48
53	49	29	45	49	49	41	49
54	50	30	46	50	50	42	50
55	51	31	47	51	51	43	51
56	52	32	48	52	52	44	52
57	53	33	49	53	53	45	53
58	54	34	50	54	54	46	54
59	55	35	51	55	55	47	55
60	56	36	52	56	56	48	56
61	57	37	53	57	57	49	57
62	58	38	54	58	58	50	58
63	59	39	55	59	59	51	59
64	60	40	56	60	60	52	60
65	61	41	57	61	61	53	61
66	62	42	58	62	62	54	62
67	63	43	59	63	63	55	63
68	64	44	60	64	64	56	64
69	65	45	61	65	65	57	65
70	66	46	62	66	66	58	65
71	67	47	63	67	67	59	65
72	68	48	64	68	68	60	65
73	69	49	65	69	69	61	65
74	70	50	66	70	70	62	65
75	71	51	67	71	71	63	65
76	72	52	68	72	72	64	65
77	73	53	69	73	73	65	65
78	74	54	70	74	74	65	65
79	75	55	71	75	75	65	65
80	76	56	72	76	76	65	65
81	77	57	73	77	77	65	65
82	78	58	74	78	78	65	65
83	79	59	75	79	79	65	65
84	80	60	76	80	80	65	65
85	81	61	77	81	81	65	65
86	82	62	78	82	82	65	
87	83	63	79	83	83	65	
88	84	64	80	84	84	65	

切替日の前日に受 けていた病院企業 職給料表(一)の号 給	切替日の前日に属していた病院企業職給料表(一)の職務の級						
	1級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	切替日に属する医療職給料表(二)の職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	6級
切替後の医療職給料表(二)の号給							
89	85	65	81	85	85	65	
90	85	66	82	86	85	65	
91	85	67	83	87	85	65	
92	85	68	84	88	85	65	
93	85	69	85	89	85	65	
94			86	90			
95			87	91			
96			88	92			
97			89	93			
98			90	94			
99			91	95			
100			92	96			
101			93	97			
102			94	98			
103			95	99			
104			96	100			
105			97	101			
106			98	102			
107			99	103			
108			100	104			
109			101	105			
110			102	105			
111			103	105			
112			104	105			
113			105	105			
114			106				
115			107				
116			108				
117			109				
118			110				
119			111				
120			112				
121			113				
122			113				
123			113				
124			113				
125			113				

附 則（令和３年１２月１日）

- この規程は令和３年１２月１日から施行する。
- 令和３年１２月に支給する期末手当については、第４８条第２項及び第３項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１１２．５」と、「１００分の１００」とあるのは「１００分の９２．５」と、「１００分の６７．５」とあるのは「１００分の６２．５」と、「１００分の５７．５」とあるのは「１００分の５２．５」とする。

附 則（令和４年１月１２日）

この規程は、令和４年１月１２日から施行し、令和４年１月１日から適用する。

附 則（令和４年２月９日）

この規程は、令和４年２月９日から施行し、令和４年２月１日から適用する。ただし、改正後の別表第９（第１０条関係）適用区分表は令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３０日）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年９月１４日）

この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和４年１２月１４日）

- １ この規程は、令和４年１２月１４日から令和４年１２月３１日までの間において理事長が別に定める日から施行する。
- ２ 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 別表第１から別表第５まで及び附則別表の規定 令和４年４月１日
 - 二 第４９条第２項各号の規定 令和４年１２月１日
- ３ 令和４年１２月に支給する勤勉手当については、第４９条第２項中「１００分の１００」とあるのは「１００分の１０５」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１２５」と、「１００分の４７．５」とあるのは「１００分の５０」と、「１００分の５７．５」とあるのは「１００分の６０」とする。
- ４ 本改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
- ５ 前４項の規定にかかわらず、施行日の前日までに退職した者（派遣職員を除く。）に対しては、この規程による改正後の規定は適用しない。

附 則（令和４年１２月１４日）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２９日）

- １ この規程は令和５年４月１日から施行し、改正後の第３７条の３の規定は、施行日の前日から施行日にかけて行った宿直勤務から適用する。
- ２ 施行日の前日において埼玉県職員の身分を有するであって施行日に採用された者のうち、理事長が別に定めるものに係る給料表、職務の級及び号給は、理事長が別に定める。
- ３ 令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において医療職給料表（三）が適用される職員で４級以上の級に決定されているもの（看護師の職務にあるものに限る。）のうち、令和５年４月１日以後適用される医療職給料表（三）４級昇格基準を満たさない者にあつては、切替日において、その職務の級を３級に切り替えるものとする。
- ４ 当面の間、前項の規定により職務の級を切り替えられた者には、切替日前日に受けていた給料月額（給料表の備考に掲げる率を乗じた額をいう。以下同じ。）とその者が切替日以後受ける給料月額との差額を給料として支給する。
- ５ 第３項の規定による職務の級の切替え及び前項の規定に基づき差額として支給する給料に関し必要

な事項は、本部長が別に定める。

- 6 当面の間、制定附則第6項から第8項までの規定が適用される年俸医師に係る業績年俸基本額のうち、第14条第1項に規定する基本年俸の額に相当する額は、理事長が特に必要と認める場合は、同項に定める額を上限として別に定めることができる。
- 7 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程等の改正による改正前の給与規程（以下「改正前給与規程」という。）の規定を準用する場合において、改正前給与規程別表第7ニ表の規定は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ニ 医療職給料表（三）級別職務分類表

組織	職務の級	職
病院	4級	主任専門員
	3級	専門員

附 則（令和5年7月12日）

この規程は、令和5年7月12日から施行する。

附 則（令和5年12月13日）

- 1 この規程は、令和5年12月13日から令和5年12月31日までの間において理事長が別に定める日から施行する。ただし、改正後の第15条第3項第2号及び第6号の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 別表第1から別表第5まで及び附則別表の規定 令和5年4月1日
 - 二 第48条第2項及び第49条第2項の規定 令和5年12月1日
- 3 令和5年12月に支給する期末手当については、第48条第2項項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とする。
- 4 令和5年12月に支給する勤勉手当については、第49条第2項項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」とする。
- 5 本改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
- 6 前5項の規定にかかわらず、施行日の前日までに退職した者（派遣職員を除く。）に対しては、この規程による改正後の規定は適用しない。
- 7 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程等の改正による改正前の給与規程（以下「改正前給与規程」という。）の規定を準用する場合において、改正前給与規程第48条第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の68.75」とし、「100分の57.5」とあるのは「100分の58.7

5」とする。ただし、令和5年12月に支給する期末手当については、「100分の67.5」とあるのは「100分の70」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。

8 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に改正前給与規程の規定を準用する場合において、改正前給与規程第49条第2項第2号中「100分の47.5」とあるのは「100分の48.75」とし、「100分の57.5」とあるのは「100分の58.75」とする。ただし、令和5年12月に支給する勤勉手当については、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。

9 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に改正前給与規程の規定を準用する場合において、改正前給与規程別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5及び附則別表の規定は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

別表第1（第4条関係）事務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
給料月額	円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000	円 391,200	円 442,400	円 522,800

備考 1 この表は、他の給料表及び年俸表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第2（第4条関係）研究職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 218,500	円 259,700	円 284,500	円 327,000	円 385,700

備考 1 この表は、病院に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。ただし、年俸表又は医療職給料表(一)の適用を受ける者を除く。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第3（第4条関係）医療職給料表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
給料月額	円 189,700	円 216,300	円 244,500	円 257,900	円 283,100	円 323,900	円 366,200	円 427,900

備考 1 この表は、病院に勤務し、調剤又は服薬指導等に従事する薬剤師、栄養管理又は栄養指導に従事する栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士及び医学物理士である職員並びに病院に勤務する心理判定員、精神保健福祉指導職、医療社会事業専門員、小児療養支援職及び遺伝相談職に適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第４（第４条関係）医療職給料表（三）

職務の級	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級	６ 級	７ 級
給料月額	円 236,100	円 256,400	円 263,600	円 273,800	円 290,100	円 327,300	円 371,800

備考 １ この表は、看護等に従事する看護師及び准看護師である職員に適用する。

２ この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第５（第４条関係）技能職給料表

職務の級	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級
給料月額	円 194,600	円 205,700	円 224,200	円 245,000	円 275,700

備考 １ この表は、技能職員に適用する。

２ この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附則別表（附則第８項関係）医療職給料表（一）

職務の級	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級
給料月額	円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400

備考 この表は、病院に勤務し、医療業務等に従事する医師及び歯科医師である職員のうち、別に定める者に適用する。

附 則（令和６年３月２７日）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年６月２６日）

この規程は、令和６年６月２６日から施行し、令和６年６月１日から適用する。

附 則（令和６年７月１０日）

この規程は、令和６年７月１０日から施行し、令和６年６月１日から適用する。

附 則（令和６年１２月１１日）

- １ この規程は、令和６年１２月１１日から令和６年１２月３１日までの間において理事長が別に定める日から施行する。
- ２ 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - 一 別表第１から別表第５まで及び附則別表の規定 令和６年４月１日
 - 二 第４８条第２項及び第４９条第２項の規定 令和６年１２月１日
- ３ 令和６年１２月に支給する期末手当については、第４８条第２項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１２７．５」と、「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１０７．５」とする。
- ４ 令和６年１２月に支給する勤勉手当については、第４９条第２項中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１０７．５」と、「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１２７．５」とする。

- 5 本改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
- 6 前5項の規定にかかわらず、施行日の前日までに退職した者（派遣職員を除く。）に対しては、この規程による改正後の規定は適用しない。
- 7 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程等の改正による改正前の給与規程（以下「改正前給与規程」という。）の規定を準用する場合において、改正前給与規程第48条第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の70」とし、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。ただし、令和6年12月に支給する期末手当については、「100分の67.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の61.25」とする。
- 8 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に改正前給与規程の規定を準用する場合において、改正前給与規程第49条第2項第2号中「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とし、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。ただし、令和6年12月に支給する勤勉手当については、「100分の47.5」とあるのは「100分の51.25」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の61.25」とする。
- 9 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に改正前給与規程の規定を準用する場合において、改正前給与規程別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5及び附則別表の規定は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

別表第1（第4条関係）事務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
給料月額	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	円 448,000	円 528,700

備考 1 この表は、他の給料表及び年俸表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第2（第4条関係）研究職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 221,800	円 263,600	円 288,600	円 331,400	円 390,600

備考 1 この表は、病院に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。ただし、年俸表又は医療職給料表(一)の適用を受ける者を除く。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第 3（第 4 条関係）医療職給料表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
給料月額	円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300	円 328,400	円 371,000	円 433,400

- 備考 1 この表は、病院に勤務し、調剤又は服薬指導等に従事する薬剤師、栄養管理又は栄養指導に従事する栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士及び医学物理士である職員並びに病院に勤務する心理判定員、精神保健福祉指導職、医療社会事業専門員、小児療養支援職及び遺伝相談職に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第 4（第 4 条関係）医療職給料表（三）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料月額	円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300	円 331,900	円 376,600

- 備考 1 この表は、看護等に従事する看護師及び准看護師である職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第 5（第 4 条関係）技能職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 197,900	円 209,000	円 227,500	円 248,600	円 279,800

- 備考 1 この表は、技能職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附則別表（附則第 8 項関係）医療職給料表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

- 備考 この表は、病院に勤務し、医療業務等に従事する医師及び歯科医師である職員のうち、別に定める者に適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 2 6 日）

- この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 1 6 条及び第 1 7 条の規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- この規程の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第 1 7 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 2 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされたものとみなす。
- 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において別表第 1 から別表第 5 及び制定附則別表の適用を受けていた者であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表にかかけら

れている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてそのものが属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における本改正後の給与規程第19条の規定の適用については、同条第1項中「第5号」とあるのは「第6号」とし、同条第2項中「五 心身に著しい障害がある者」とあるのは「五 心身に著しい障害がある者 六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とし、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」とし、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。
- 6 令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程改正附則第10項の規定により暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に令和4年12月14日付け地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員就業規程等の改正による改正前の給与規程（以下「改正前給与規程」という。）の規定を準用する場合において、改正前給与規程第22条第1項中「再雇用職員及び医療職年俸表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職年俸表(一)の適用を受ける職員」とする。
- 7 本改正後の給与規程第24条第4項の規定は、切替日前に新たに職員となった者にも適用する。
- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、規定の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則別表 号給の切替表（附則第4項関係）

イ 事務職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			

51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							

105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ロ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8

50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66	58	
75	67	59	
76	68	60	
77	69	61	
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

ハ 医療職給料表(二)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	

52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	
54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58			
67	63	63	59			
68	64	64	60			
69	65	65	61			
70	66	66	62			
71	67	67	63			
72	68	68	64			
73	69	69	65			
74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82				
87	83	83				
88	84	84				
89	85	85				
90	86	86				
91	87	87				
92	88	88				
93	89	89				
94	90	90				
95	91	91				
96	92	92				
97	93	93				
98	94	94				
99	95	95				
100	96	96				
101	97	97				
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				

106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

ニ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33

50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			

102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

ホ 技能職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41

50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	

102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

へ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4

50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		